

高校で機構奨学金の予約申込を行っていた場合の手続き等

1. 進学届の提出

(ア) 「進学届入力下書き用紙」(以下、「下書き用紙」)を記入します。

予約申込をした時点の内容から「貸与月額」を変更したり、「入学時特別増額貸与奨学金」のみを辞退したりする場合は、「下書き用紙」を記入する際にそれぞれ選択してください。

※進学届入力下書き用紙は、4月5日に奨学金説明会で配布します。4月6日以降は事務室で配布します。

(イ) 記入した「下書き用紙」と「令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」とを学校へ提出し、内容の確認を受けます。

(ウ) 内容に不備がなければ、進学届提出用のID/パスワードが交付されます。

(エ) PC・スマートフォンから進学届を提出(入力)します(学校のPC教室からでも提出(入力)できます)。

※提出(入力)期限 4月22日(木)・・・5月採用

5月20日(木)・・・6月採用

(オ) 給付奨学金を申し込みし、自宅外から通学の場合は、「自宅外通学を証明する書類(入寮選考結果通知書やアパートの賃貸借契約書などのコピー)」の提出が必要です。給付様式35「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」の裏面を参照し、給付様式35に必要な書類を添付の上で提出して下さい。

※提出期限 4月28日(水)・・・5月採用

5月26日(水)・・・6月採用

2. 奨学金の支給・貸与開始

(ア) 期限までに進学届を正しい内容で提出(入力)した場合、5月14日(5月採用)もしくは6月11日(6月採用)に初回の振り込み(4月・5月の2ヶ月分もしくは4月・5月・6月の3ヶ月分)があります。

(イ) 進学届の提出内容に不備があると、採用(初回の振り込み)が6月もしくは7月以降になる場合があります。

(ウ) 給付奨学金および給付奨学金と同時に採用された第一種奨学金は、自宅外通学であることの審査が完了するまでの間、自宅通学の月額が振り込まれます。自宅外通学であることの審査が完了した後に、振込額が自宅外通学の月額に変更され、同月の振込時に支給始期に遡って差額が支給されます。

- (エ) 給付奨学金および第一種奨学金(無利子)の両方に採用された場合、給付奨学金との併給調整により、第一種奨学金の月額が減額されます。

併給調整後の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金(および修学支援制度)の支援区分	第一種奨学金の貸与月額(併給調整後)
第Ⅰ区分(満額支援)	0円
第Ⅱ区分(2/3支援)	0円
第Ⅲ区分(1/3支援)	自宅通学 23,300円
	自宅外通学 18,300円

3. 必要書類の提出

- (ア) 採用月の下旬に学校へ書類が届きます。

書類が届き次第、対象学生に向けた説明会を実施し、関連書類を交付します。

- (イ) 提出書類

採用された奨学金に応じて、以下の書類を提出してください。

<貸与奨学金(機関保証)>

返還誓約書

機関保証依頼書

<貸与奨学金(人的保証)>

「返還誓約書」

連帯保証人の「印鑑登録証明書」

連帯保証人の「収入に関する証明書類」

保証人の「印鑑登録証明書」

- (ウ) 採用月ごとの書類提出期限は以下の通りです。

※提出期限 6月28日(月)・・・5月採用

7月26日(月)・・・6月採用

4. 在籍報告(給付)

- (ア) 毎年7月・10月・翌4月に給付奨学金の在籍報告があります。詳細は、機構から手順等が通達された後に対象学生に向けた説明会を実施します。

5. 適格認定(給付)

(ア) 毎年7月頃にマイナンバーを利用した家計状況の確認があり、前年の収入に応じて支援区分の見直しがされます。

(イ) 適格認定の結果は、10月からの支給額・減免額に反映されます。

6. 継続願の提出(給付・貸与それぞれ)

(ア) 毎年12月～1月に継続願の提出があり、次年度の奨学金の継続を希望する場合は、継続願の提出が必要です。

(イ) 詳細は、12月下旬に対象学生に向けた説明会を実施します。

※継続願を提出しなかった場合、その年度の3月で奨学金の支給・貸与が終了します。

7. 適格認定(給付・貸与)

(ア) 毎年度末に学業成績や学修状況に基づいた適格認定が行われます。

(イ) 修業年限(3年)で卒業できないことが確定した場合(留年)は、給付奨学金が打ち切り(復活不可)になったり、貸与奨学金が停止(積算24ヶ月まで、進級後に復活可)されたりします。

(ウ) 学生生活や授業態度、授業への出席率等の学修状況により、奨学金の継続が認められない場合もあります。

※ 予約で申し込んでいた内容から追加や変更を行う場合は、進学届の提出までに奨学金担当へ相談してください。

(例)

- ・ 予約では貸与奨学金のみを申し込んでいたが、給付奨学金も申し込みたい。
- ・ 予約では給付奨学金のみを申し込んでいたが、第二種奨学金も追加で借りたい。
- ・ 予約では第二種奨学金のみを申し込んでいたが、第一種奨学金も追加で借りたい。

など

※ 2021年4月の申し込みでは家計基準で給付奨学金・修学支援の対象外だった場合でも、2021年9月に改めて申し込みができます。「2019年中の収入と比較して2020年中の収入が減少している場合」や「世帯構成に変更があった場合」に、2021年度後期(10月)分からの給付・支援を受けられる可能性があります。再度の申し込みも検討してください。

※ 予期できない事由により家計が急変した場合、4月・9月以外でも給付奨学金・貸与奨学金の申し込みをできる場合があります。急変事由の発生日から3ヶ月以内に申し込む必要があるため、家計に急変があった場合、早急に奨学金担当まで相談して下さい。
(家計急変の事由には、新型コロナウイルス感染症の影響で公的機関より支援を受けた場合も含まれます。この場合、支援を受けたことを証明する書類のコピー等の提出が必要です。)